

# 鳥取県建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る計画の認定等事務処理要領

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第15条から第21条までの規定の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び鳥取県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年鳥取県規則第49号）に定めるもののほか、事務を所管する総合事務所長及び東部生活環境事務所長（以下「所管事務所長」という。）に係る事務処理方法等を定め、事務を円滑に進めることを目的とする。

## 第2章 特定既存耐震不適格建築物に係る処置

(指示等)

第2条 所管事務所長が特定既存耐震不適格建築物のうち法第15条第2項に該当する建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修を促進させるため、必要に応じて行う指示は様式第1号により行うものとする。

2 所管事務所長は前項の指示を行うにあたり特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、同条第4項により当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工に係る事項のうち、地震に対する安全性に係るもの並びに耐震診断及び耐震改修の状況について報告を求める場合には、様式第2号により書面で求めるものとする。

3 前項の所有者の報告は、様式第3号により行うものとする。

## 第3章 計画の認定

(第三者判定機関による事前の評定)

第3条 法第17条第1項の規定により、建築物の耐震改修の計画（以下「改修計画」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は認定の申請を行う前に申請に係る建築物の改修計画について、次の各号に掲げる者（以下「第三者判定機関」という。）による評定を受けるものとする。

一 一般社団法人鳥取県建築士事務所協会

二 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置している者

三 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体

(認定の区分)

第4条 この章の認定は、法第17条第1項の申請に係る建築物の改修計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「計画通知」という。）を要さないものである場合の計画（以下「建築確認等を要さない計画」という。）と改修計画が確認申請又は計画通知を要するものである場合の計画（以下「建築確認等を要する計画」とい

う。)に区分するものとする。

(計画の認定申請)

第5条 申請者は、省令第28条に定める計画の認定申請書類(以下「申請書」という。)を作成し、所管事務所に申請するものとする。

2 前項の申請書は、次の各号のうち建築確認等を要さない計画に係るものにあつては、第一号、第二号、第七号及び第八号、建築確認等を要する計画に係るものにあつては、第三号から第八号に掲げるものとする。

一 正本 1部

二 副本 1部

三 正本 2部(確認申請書又は、計画通知書を含む)

四 副本 1部(確認申請書又は、計画通知書を含む)

五 建築工事届及び除却届(建築基準法第15条第1項に該当する場合)

六 建築計画概要書

七 第3条に基づく評定結果の写し

八 耐震診断結果概要書(第三者判定機関による耐震診断の判定を受ける際に当該機関へ提出した報告書のうち、耐震診断結果の概要の分かる書類(計算結果等詳細資料を除く。)をいう。)

(受付等の事務処理)

第6条 前条による申請があつた場合、所管事務所長は申請書を確認の上、受理するものとする。

2 前項により申請書を受理した所管事務所長は、様式第4号による処理簿及び様式第5号による耐震改修認定台帳に必要事項を記載し、受理したことを住まいまちづくり課に報告するものとする。

3 所管事務所長は、第1項の申請が、建築確認等を要する計画に係るものである場合には、様式第6号に前条第2項第3号から第6号の書類を添えて建築主事に法第17条第4項による同意、及び建築物の所在地を管轄する消防長等に法第17条第5項による同意を求めるものとする。

4 建築主事は、前項の規定に対する同意を行う場合は様式第7号により行うものとし、同意しない場合は様式第10号により行うものとする。

(計画の認定)

第7条 所管事務所長は、改修計画の内容を審査し、当該計画が、法第17条第3項に定める基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下「計画の認定」という。)をするものとする。

2 所管事務所長は前項による計画の認定を行った場合は、申請書の副本に様式第8号による認定通知書(省令第30条に規定)を添えて、速やかに申請者に交付するものとする。

3 所管事務所長は、第1項による計画の認定が、建築確認等を要する計画である場合には、同意した建築主事にその旨を様式第9号により通知するものとする。

(計画の認定の拒否)

第8条 所管事務所長は、申請書の内容を審査した結果、当該建築物の改修計画が法第17条第3項に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又は建築主事から同意できない旨の様式第10号による通知を受けた場合には、申請者に対して計画の認定ができない旨を様式第11号により通知するものとする。

2 所管事務所長は前項により申請者に対して計画の認定ができない旨の通知を行った場

合に、建築主事にその旨を様式第 12 号により通知するものとする。

(計画の認定を受けた建築物の図書の閲覧)

第 9 条 法第 17 条第 5 項に準用される建築基準法第 93 条の 2 の規定に基づく図書は、建築基準法施行規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号による建築計画概要書とし、閲覧にあたっては建築計画概要書の閲覧に関する規定(平成 19 年鳥取県告示第 251 号)によるものとする。

#### 第 4 章 計画の変更、工事現場の表示、状況報告、並びに完了検査等

(計画の変更)

第 10 条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が、法第 18 条第 1 項の規定により当該計画の認定を受けた計画の変更(以下「計画の変更」という。)をしようとするときは、第 2 章及び第 3 章を準用するものとする。この場合において、変更認定申請は様式第 13 号によるものとする。

2 所管事務所長は、計画の変更の認定を行う場合は、申請者に対して、様式第 14 号により変更認定通知書を通知するものとする。

(工事現場の表示)

第 11 条 認定事業者は、計画の認定を受けた計画(前条による計画の変更の認定があった場合は、変更後のもの)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修工事を実施する場合には、当該工事現場の見易い場所に、計画の認定を受けた旨を様式第 15 号により表示するものとする。

(報告の徴収)

第 12 条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修工事が次の各号に該当したときは、その状況を所管事務所長に報告するものとする。

一 工事が完了したとき (様式第 16 号による)

二 法第 19 条に基づく報告を求められたとき (様式第 17 号による)

(完了検査)

第 13 条 所管事務所長は、前条第 1 項第一号により認定事業者から当該計画認定建築物の工事が完了した旨の報告を受理した場合には、速やかに検査を行うものとする。

2 所管事務所長は、前項による検査を行った結果、認定事業者が、計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っている(以下「耐震改修建築物」という。)と認める場合には、様式第 18 号により検査済証を交付するものとする。

#### 第 5 章 改善命令、並びに計画の認定の取消

(改善命令)

第 14 条 法第 20 条に基づき所管事務所長が、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときにおいて、当該認定事業者に対して行う改善に必要な措置命令は様式第 19 号により行うものとする。

2 所管事務所長は、前項による改善命令を行った場合には、建築確認等を要する計画である場合には、同意した建築主事にその旨を様式第 20 号により通知を行うものとする。

3 第 1 項の命令を受けた認定事業者は、速やかに改善を行い、その結果を様式第 21 号により報告するものとする。

4 所管事務所長は、前項により報告を受けた計画認定建築物が、建築確認等を要する計画である場合には、同意した建築主事にその旨を様式第 22 号により通知するものとする。

(計画の認定の取消し)

第 15 条 法第 21 条に基づき所管事務所長が、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときに、計画の認定の取り消しを行う場合は、認定事業者にその旨を様式第 23 号により通知するものとする。

2 所管事務所長は、前項により通知を行った場合、当該計画が建築確認等を要する計画である場合には、同意した建築主事にその旨を様式第 24 号により通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第 16 条 計画の認定の申請をした者は、当該申請を取下げようとするときは、様式第 25 号による取下げ届を提出するものとする。

( 附則 )

この認定要領は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

( 附則 )

この認定要領は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。